

発議第 3 号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 3 年 6 月 29 日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者 廿日市市議会議員 荻 村 文 規

賛成者 〃 大 崎 勇 一

〃 〃 濱 本 紀 洋

〃 〃 吉 屋 智 晴

〃 〃 新 田 茂 美

〃 〃 中 島 康 二

〃 〃 林 忠 正

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る
意見書（案）

令和元年１２月の改正給特法の成立を受けて、文科省は、令和２年１月１７日に改正給特法第７条に定めた指針を告示するとともに都道府県教委等に通知しました。その後、広島県においては、給特条例・教育委員会規則が改正され、「県立学校の教職員の在校時間の上限等に関する方針」が策定されました。これらによって、同年４月１日から県立学校の教員の時間外勤務に上限が設けられました。当然、市町立学校の教員についても同様の措置が早急に求められています。「学校の働き方改革」の推進は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子どもたちへのゆたかな学びを保障することにつながります。勤務時間の上限設定は、あくまで時間外勤務に規制をかけるだけのものであり、今後、法で規定された勤務時間の上限を遵守するためには、長時間労働を解消するための実効ある具体策として教職員定数改善や業務削減が伴わなければ「働き方改革」につながりません。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備時間を十分に確保することが困難な状況となっています。それらを行うだけの教職員数を確保するには、自治体だけでは限界があり、国の施策として法改正や財源確保をするよう、地方から国への働きかけが不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で、国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月29日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島理森宛
参議院議長	山東昭子宛
内閣総理大臣	菅義偉宛
財務大臣	麻生太郎宛
総務大臣	武田良太宛
文部科学大臣	萩生田光一宛